

2012 APG CUP series



Technical Course



High speed Course

特別規則書

JAF 公認 オートパラダイス御殿場



2011 APG CUP series champion

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則・JAF 国内カート競技とその規則及び 2012 年度 SL メンバースブック・特別規則書、更に本大会特別規則書・付則に従って開催される。なお、YAMAHA CADET OPEN/YAMAHA JUNIOR/YAMAHA SS/YAMAHA SUPER SS クラスは SL 規定を採用する為、「SL 該当クラス」とする。

第 1 章 大会開催に関する事項

第 1 条: 競技会の名称

- ・2012 APG CUP

第 2 条: 競技の種目・クラス区分と格式

- ・第一種競技車両によるスプリントレース

第 3 条: 競技の格式

- ・(APG CUP / クローズド): YAMAHA JUNIOR / YAMAHA SS / YAMAHA SUPER SS / PRD AVANTI
KT(ENJOY)
- ・APG CUP (準国内) : IAME X30
- (APG CUP / Exhibition): YAMAHA CADET OPEN

第 4 条: 開催場所と日程

- ・開催場所: オートパラダイス御殿場
- ・2012 APG CUP 日程

| | YAMAHA CADET OPEN | YAMAHA JUNIOR | YAMAHA SS | YAMAHA SUPER SS | AVANTI | KT (ENJOY) | IAME X30 | (暫定) ARTA Challenge | (暫定) ARTA Jr |
|-------|-------------------------|------------------|--------------|-----------------------|--------|---------------|-------------|---------------------------|--------------------|
| 3/18 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 4/29 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | |
| 6/10 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| 7/22 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | ○ | ○ |
| 9/9 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | | |
| 10/28 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | | |
| 12/2 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | | |

第5条: オーガナイザーの名称

オートパラダイス御殿場 代表 安達孝博
〒410-1431 静岡県駿東郡小山町須走473-1
TEL(0550)75-6138 / FAX(0550)75-6140

第 6 条: 大会役員及び競技役員

- ・公式プログラムに記載

第7条:クレデンシャルの着用

- ・本大会に参加するすべての者は場内ではオーガナイザーが発行したクレデンシャルをつけなければならない。

第8条:大会の延期および中止

- ・「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章 第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料金は全額返金される。ただし保険料は返金されない。なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失について抗議する権利を保有しない。さらに主催者は審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

第9条:公式通知の発行

- ・本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。公式通知は
 - ※1:大会事務局により提出され、パドックの公式掲示板に掲示される。(掲示板は事務所前とする。)
 - ※2:ドライバーズブリーフィングで指示される。
 - ※3:緊急の場合は場内放送によって伝達される。以上の方法によって参加者に通告される。

第2章 競技会参加に関する事項

第10条:参加定員

- ・参加受付台数は各クラスとも60台とし、台数を超えた場合は大会事務局で選抜する。ただし予選グリッドは30台とする。各クラスエントリー締切時点で参加台数が5台未満の場合は当該クラス不成立とし、エントリー料金は全額返金される。ただしエントリー締切後の返金は一切されない。

第11条:参加資格

- ・エントラント:2012年度有効なJAFが発給したエントラントライセンス所持者であること、または主催者が認めたエントラントであること。
- ・ドライバー:JAF及びSLOが発給した期限有効なカートドライバーライセンス所持者もしくはコースライセンス以上であること。
- ・クラスごとの年齢制:18歳未満のドライバーがエントリーする場合は、親権者または保護者の出場承諾書を主催者に提出しなければならない。

※出場資格:後記「車両規則書」に掲載

| | | |
|-------------------------|---|---------------------------|
| YAMAHA CADET OPEN | 当該年度 小学1年～ ^(※1) | SLカデット以上 又は親権者がSL-B以上 |
| YAMAHA JUNIOR | 当該年度(10歳以上) 小学4年～中学生 ^(※2) | SLカデット以上 又はSL-B以上 |
| KT (ENJOY) | 当該年度 小学6年生以上 | コースライセンス以上 |
| YAMAHA SS | | SL-B以上 |
| YAMAHA SUPER SS | | |
| PRD AVANTI | 当該年度 18歳以上 | SL-B以上 又はJAF国内B以上 |
| IAME X30 | 当該年度 13歳以上 | ・JAF ジュニア国内A ・JAF国内B以上 |

※1:小学1年生は「SL全国大会出場」枠から除外される。

※2:小学4年生は「SL全国大会出場」枠から除外される。

第12条:参加申込先及び受付期間

- ・参加申込受付期間は大会開催日1ヶ月前より大会4日前(水曜日)までとする。コース受付に直接持参または現金書留とし、締切日必着とする。ただし、大会開催日4日前以降の参加申込の場合は遅延として¥2,000が参加料に加算される。
- ・FAX等による参加申込の場合は、締切日までに参加料の払い込みをすること。エントラントがまとめて参加申込をする場合は、所定の用紙にて行う。その際、エントラントがまとめて参加料の支払を当日受付時まで済ませる事とする。
- ・参加申込は参加料と保険料を添えて下記書類を必ず記入し提出しなければならない。

1.参加申込書

参加申込先:オートパラダイス御殿場

〒410-1431 静岡県駿東郡小山町須走 473-1

TEL(0550)75-6138 / FAX(0550)75-6140

2.競技会参加に関する誓約書(参加申込書誓約書欄に署名・捺印の事)

3.車両登録申告書(シャーシ1台 エンジン2基 タイヤ/ドライ・ウエット各1セットを記入する。)

※車両登録申告書に基づき、車両検査に合格したもののみが競技に参加できる。

4.エントリーフィー

第13条:参加料及び保険料(ドライバー1名/メカニック1名を含む)

2012 APG CUP

| | | | |
|---------|-------------------|---------|-----------------------------|
| ¥10,000 | YAMAHA CADET OPEN | ¥8,000 | KT(ENJOY) |
| | YAMAHA JUNIOR | ¥12,000 | YAMAHA SS / YAMAHA SUPER SS |
| | PRD AVANTI | | IAME X30 |

第 14 条:保険料

・すべての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF 国内カート競技規則」第 11 章 第 33 条～第 34 条に基づき、傷害保険に加入しなければならない。また練習時を含めて健康保険証を携帯する事。メカニック追加登録・保険料は、1 名につき¥1,000 とする。

第 15 条:参加受理と参加拒否

・参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通達される。参加拒否された申込者に対しては参加料が返還されるが、事務処理経費として¥2,000 を差し引く。また参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第 3 章 エンジン及びカートに関する事項

第 16 条:参加車両

・本特別規則書の技術規定に準拠していること。

第 17 条:共通規定

・競技に使用するシャーシ、エンジン、およびタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、シャーシ 1 台・エンジン 2 基・タイヤ/ドライ・ウエット各 1 セットのみとする。

※カート

- 1)本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「2012 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章に合致する第 1 種車両で、かつ以下の条件を満たすこと。
- 2)JAF 国内カート競技車両規則 第 9 条に合致するサイドボックス・フロントパネル・フロントフェアリング、を必要とする。
- 3)バンパーは前後とも必備とし、その取り付け方法については「2012 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 7 条に従う事。
- 4)チェーンガードは必備とし、その取り付け方法については「2012 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 12 条に従う事。
- 5)排気装置については「2012 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 22 条に従う事。
- 6)APG CUP シリーズ戦は全クラスにおいてブレーキペダルからマスターシリンダーには有効な補助ワイヤー等の取付を推奨する。

※タイヤ

- 1)競技に使用するタイヤは別紙に示すものとし、ドライ・ウエットタイヤともグルーピングは禁止する。
- 2)各クラスのドライ・ウエットタイヤは 1 セットとし、朝車検時登録したものに限る。(1 大会 1 セットとする)但し、不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもと、車検場において不良のホイール・タイヤを持参し、中古品(同等以下のもの)1 本のみでの交換が認められる。さらに交換したタイヤに問題がある場合、審査委員長・技術委員長が認めた場合のみ交換が認められる。
- 3)タイヤには主催者が指定したゼッケン番号を各ドライバーが朝車検時にはタイヤの内側に記入して受ける事。
- 4)タイヤに使用するエアとして窒素ガスを使用する事は認めない。

※封印

- 1)シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットには車検の際、封印の為の穴をそれぞれ 1 つ施さなければならない。
- 2)封印(マーキング)が外れそうな状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出る事。封印(マーキング)に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。

※最低重量

- 1)各クラスの最低重量は下記の通りとする。
- 2)最低重量を満たす為、バラストを積む必要がある場合はすべて固形材料を用い、車体にボルト・ナットで堅固に取付けなければならない。

※ゼッケンナンバー

- 1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 28 条に従った競技ナンバーを前後およびサイドボックス両側面に取り付け、大会事務局から配布したものを使用する。
- 2)競技ナンバーは、オーガナイザーが指定したナンバーを、車検を受ける前に取付けなければならない。
- 3)各クラス共、下地については各自で用意する事。

2012 APG CUP

| クラス | 最低重量 | 下地 | 文字 |
|-------------------|-------|----|----|
| YAMAHA CADET OPEN | 110kg | 青 | 白 |
| YAMAHA JUNIOR | 130kg | 青 | 白 |
| KT (ENJOY) | 145kg | 緑 | 白 |
| YAMAHA SS | 145kg | 赤 | 白 |
| YAMAHA SUPER SS | 145kg | 黄 | 黒 |
| AVANTI | 155kg | 緑 | 白 |
| IAME X30 | 155kg | 黄 | 黒 |

※インレットサイレンサー

- 1) CIK/FIA 公認(登録)の吸気消音器(改造禁止)を取付ける事が義務付けられる。吸入口直径は各インレットサイレンサーの CIK 公認書等に表記される口径とする。04 サイレンサーには付属のフィルターを内蔵する事を義務付ける。

※~03 インレットサイレンサー 吸入口直径は $\phi 22\text{mm}$ 以下とする。

※~04 インレットサイレンサー 吸入口直径は $\phi 23\text{mm}$ 以下とする。

※KT エンジンについては SL 規定に準ずる。

※ボディーワーク

- 1)CIK-FIA(FMK)公認フロントフェアリング/サイドボックス/フロントパネルの取付けを義務付ける。取付け方法はメーカー指定によるが、'97 CIK-FIA(FMK)公認' 03CIK-FIA(FMK)公認のものを、相互利用する場合は技術委員長の承認または確認を得ること。

※エンジン

- 1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 1 章および第 3 章の規定に基づき CIK-FIA(FMK) または JAF によって公認された単気筒の 2 サイクルエンジンとリブレ車両で、いかなる方式であっても全てのパワーバルブは禁止される。(車両規則書に準ずる事。)

※ラジエター

- 1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 20 条 3 項に準ずる。温度を調整する為にラジエターにテープを貼る事は禁止する。ただしシャッターカバーの取付は認められるが、危険な構造であってはならず、堅固に固定されていなければならない。
- 2)不凍液の使用は認められない。

※ホイール

- 1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 26 条 2 項(ビードの固定)に基づき、全てのカート競技ではホイールはリムの外側に 3 本以上のペグで固定した何らかの形のビードを備えることが推奨される。

※発信機

- 1)データロガー用の発光器は、指定された場所以外への設置は認められない。設置場所については最終コーナー側からコントロールタワー前までのピットプラットホームコンクリートウォール上とし、これ以外の場所に設置した場合、主催者にて全て撤去される。
- 2)テレメトリーシステムは一切禁止する。

※シートストッパーワッシャー(リーンフォースプレート)

- 1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 17 条に基づき、すべてのシートはシートの支柱との取付点に金属やナイロン補強材の備え付けを必備とする。

※燃料

1)ガソリン

- ・「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 25 条に則った通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- ・オーガナイザーは、ガソリンの銘柄および供給方法等を指定する場合がある。

2)エンジンオイル

- ・通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。
 - ・オーガナイザーは、エンジンオイルの銘柄および供給方法等を指定する場合がある。
- ◎ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告無く抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある、この場合、エントラントは必ずその指示に従わなければならない。
- ◎疑わしいものは検査の対象となり、不正が認められた場合は検査料を本人負担とする。また、当該ドライバーに対し、獲得ポイントは剥奪され、6ヶ月以上の出場停止のペナルティーが課せられる。またエントラントに対しても同様とする。

※プラグ

- 1)スパークプラグは加工禁止とし、市販状態とする。シリンダーヘッド燃焼部屋部分の上部よりプラグのネジ部分が出ている事は認められない。(座金を取り外したものは改造とみなし、失格とする。)

※キャッチタンク

- 1)走行中に燃料タンクからの燃料漏れを防止する為に有効な装置を必備とする。ただし、燃料漏れを防止する装置がタンクキャップ等に装備されていることが仕様書等によって証明された場合はそれを有効な装置とみなす。

第18条: 公式車両検査

- ・「JAF国内カート競技規則・付則、カート競技会参加に関する規定」第3章 第12条に基づき車両検査が行われる。
- ・車両検査の日時及び場所は公式通知又はプログラムにて知らされる。
- ・ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」第3章 第11条を適用する。また車両検査時において技術委員の点検を受けるものとする。
- ・朝車検時、本大会に使用するタイヤをマーキングするため持参する事。マーキングなきタイヤの使用は禁止とする。
- ・規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- ・レーシングスーツは皮製またはCIK/FIK(FMK)公認またはJAF公認のものとする。
- ・「JAF国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」第8章 第30・31条に基づき、計量ならびに再車検が行われる。
- ・各ヒート終了時には「JAF国内カート競技規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第19条: 音量規制

- ・音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第2章 第23条に基づくものとし、タイムトライアル時78dB(A)+3dB(B)を越えるものについてはタイムトライアルのみの時間に次の時間を加算し、各ヒートへのペナルティーは課さない。

| 音 量 | 加算時間 |
|----------------|-------|
| 81.5B以上82dB未満 | 0.25秒 |
| 82dB以上82.5dB未満 | 0.5秒 |
| 82.5dB以上83dB未満 | 1秒 |
| 83dB以上83.5dB未満 | 2秒 |
| 83.5dB以上84dB未満 | 4秒 |

84dBを含み84dBを超えるドライバーはレース除外される。

第20条: 自動計測装置

- ・参加者は車両検査までに車両に自動計測装置を取り付けなければならない。
- ・取付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーの出走は認められない。
- ・自動計測装置の取付位置はフレームから伸びるシートステー ブレーキ側に路面から20cm以内に垂直に取付ける事を義務付けとする。
- ・貸出しが行われた際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は1個につき¥33,000 が主催者側より請求される。
- ・自動計測装置の配布は選手受付時に行い、返却については全レース終了後1時間以内とする。

第4章 競技に関する事項

第21条:ブリーフィング

・参加全ドライバーはブリーフィングに出席しなければならず、ブリーフィングに欠席したドライバーはペナルティの対象となる。

※進行上の注意事項

1)公式練習から決勝ヒートまで「B ゲート」より入り、コース上グリットからのスタートとなる。

2)チェッカーを受けたドライバーは、コース北側「D ゲート」よりコースアウトとなる。

第22条:公式練習 (8 分間)

・「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定」第6章 第23条及び第24条に基づき、公式練習を行う。なお、主催者より配布された自動計測装置を公式練習より取付けて走行する事を義務付けるものとする。

・ピットアウトし、スタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。

・公式練習は、「B ゲート」よりコースインし、本コース上に整列する。出走順については特に定めのないものとする。

・朝の車検時に「APG」を捺印されたタイヤのみを公式練習から使用する事。

・本コース上よりスタートする場合、押しがけ補助は第1コーナー寄りのコンクリートウォール先端までとする。

・ピットよりエンジン押しがけ可能な場所は、ピットレーン出口のレッドラインまでとする。押しがけ中、補助要員がコースに出た場合、ペナルティの対象となる場合がある。

第23条:タイムトライアル (6 分間計測)

・全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しないドライバーはタイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。

・各クラスの参加台数が30台を超えた場合はタイムトライアルを2グループに分けて行う。グループ分けはブリーフィングの際、抽選により決定する。

・タイムトライアル出走順は公式練習と同様とする。

・タイムトライアルは原則6分間とし、ベストタイム方式とする。ドライバーは時間内にコースインする事はできるが、ピットインした後の再出走は認められない。(天候や季節の日没等、時間を短縮することもある。)

・義務周回数は定めない。

・タイムトライアル時にベストラップが同タイムの場合は当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。(サードラップタイム以降のタイム)

・タイム計測ができなかった車両については最後尾よりスタートするものとし、複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

・タイムトライアルは「B ゲート」よりコースインし、本コース上に整列する。出走順については特に定めのないものとする。

第 24 条:レースの方法

- ・競技は予選1ヒート・決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

第 25 条:予選ヒート

- ・予選ヒートのグリッドはタイムトライアルの結果により決定する。
- ・タイムトライアルでグループ分けがなかった場合、各ドライバーが記録した最速タイムの順番とする。
- ・タイムトライアルでグループ分け(2 組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が 102%を超える場合、1 位は第 1 組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2 位は第 2 組の最速タイム、3 位は第 1 組で 2 番目に速いタイム、4 位は第 2 組で 2 番目に速いタイム、5 位は第 1 組で 3 番目に速いタイム、以下同様に決定し順位をつけ、この順位を元に奇数组(A 組)・偶数组(B 組)に分けて予選ヒートを行う。各組上位 12 台が決勝ヒート出場者とし、それ以下の者は予選落ちとし、セカンドチャンスヒートにまわるものとする。
- ・予選ヒート周回数は APG CUP シリーズ戦の全てのクラスにおいて 8 周とする。
- ・天候・日没時間等により変更する事もある。(公式通知にて発表)
- ・予選ヒートは「B ゲート」よりコースインし、本コース上に整列する。出走順はタイムトライアルの結果とする。

第 26 条:セカンドチャンスヒート

- ・予選ヒートを通過しなかった者はセカンドチャンスヒートに出場し、上位 6 台(最大出場台数 30 台)が決勝ヒートに出場する資格を得る事ができる。
- ・セカンドチャンスヒートの周回数は 8 周以内もしくは 10 分間以内とする。

第 27 条:決勝ヒート

- ・決勝ヒートは、出場台数を超えない場合、予選ヒートを通過した者はすべて決勝に出場できる。グリッドは予選ヒートの結果により決定する。
- ・出場規定台数を超え、2 組に分けて予選ヒートが行われた場合、予選ヒートを通過した者とセカンドチャンスヒートにより決勝の出場資格を得た者が決勝ヒートに出場できる。グリッドは予選ヒートの結果とセカンドチャンスヒートで決勝出場資格を得た者は当該ヒートの順位に従い、後方の位置を占めるものとする。
- ・天候、日没時間等により変更する事もある。(公式通知にて発表)
- ・決勝ヒートは「B ゲート」よりコースインし、本コース上に整列する。
- ・周回数は下記の通りとする。

| 14 周 | 16 周 | 18 周 |
|-------------------|---------------|-----------------|
| YAMAHA CADET OPEN | YAMAHA JUNIOR | YAMAHA SS |
| | KT ENJOY | YAMAHA SUPER SS |
| | AVANTI | IAME X30 |

第 28 条:スタート

- ・スタートは「カート競技運営に関する規定」第 28 条 2 に基づき、ローリングスタートが採用される。
- ・スタートの合図は日章旗によって行われる。
- ・スタートが合図される前に約 1 周のフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップ中のドライバーは 2 列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライン手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速してはならない。

※テクニカルコースのフォーメーションラップ

第 1 コーナーより通常通り周り、ブリヂストンコーナーよりストレートに抜けてスタートラインに向かう。

※ハイスピードコースのフォーメーションラップ

オーバル外周を使い、第 1 コーナーからブリヂストンコーナーを抜けてストレートに入り、スタートラインに向かう



- ・カートがスタートラインに接近する段階で日章旗を静止して提示し、スタート前の最終的な隊列を形成させる為、イエローライン付近にパイロンを配置する。当該パイロンに故意に接触等したドライバーに対してはペナルティが課せられる事がある。
- ・競技長はフォーメーションラップが整いイエローライン前に加速をしないと判断した場合、日章旗を振動提示してスタートの合図を行い、パイロンはコース委員によって撤去される。フォーメーションラップとイエローライン手前で加速に問題がある場合、ミス・スタート旗がスタートラインポストと第 5 コーナー手前ポストで提示され、競技長はフォーメーションラップが更に 1 周行われることを合図する為、日章旗の停止を続ける。なお、ドライバーは隊列が乱れた場合は元のローリング時のポジションに戻るものとする。
- ・フォーメーションラップ中、ブリヂストンコーナー手前に配置されたパイロンからスタートラインまでは隊列復帰および追い越し禁止とし、これを違反した者はペナルティの対象となる。
- ・フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
- ・フォーメーションラップ中、隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をした場合、ペナルティの対象となる。
- ・フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤の×ボード)された者およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。
- ・フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止とする。
- ・フォーメーションラップ中にポールまたはセカンドのカートが停止または遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
- ・スタート後、先頭のカートが 1 周するまでにスタートラインを越えないカートはそのヒートを出走する事はできない。
- ・審査委員会は不正スタートをしたドライバーに対してペナルティを課す事ができる。

第 29 条:レースの中断

- ・「JAF 国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第 9 章 第 35 条「レースの中断」に従う。
- ・赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止する。その場合センターを開けて危険を回避することに努める。
- ・赤旗提示の場合、競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。
- ・グリッド上での燃料の給油及びケミカル類の使用は禁止する。

第 30 条:レースの終了および順位の設定

- ・レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分以内にカートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を完了していなければならない。
- ・レースの順位は下記の順序により周回数の多い順に決定される。
 - ①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の 1/2 以上を完了しチェッカーを受けた者)
 - ②チェッカーを受けない完走者(規定周回数の 1/2 以上は走行したがチェッカーを受けなかった者)
 - ③不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の 1/2 以上を走行していない者)
 - ④同一周回数の場合はその周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。

第 31 条:車両保管及び再車検

- ・「カート競技会運営に関する規定」第 8 章 第 30 条・第 31 条・第 32 条に基づきレース終了後、プリデストンコーナー先に特設された車検場にて再車検が行われる。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行う権限を持ち、検査を受けない場合は失格とする。
- ・車両保管の時間は各クラス決勝ヒート終了後 30 分以上とし所定の場所で行われる。
- ・技術委員長より検査の指示があった場合エントラントもしくは登録された第 1 メカニックが責任を持って車両の分解および組立を行わなければならない。ただし関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・車両保管終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
- ・以上の項目に対する違反は競技長によって警告され大会審査委員会によりペナルティが課される場合がある。

第 32 条:その他 競技に関する事項

- ・信号機は「カート競技会運営に関する規定」第 3 章に従うものとする。
- ・公式練習・タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)、コース上で停止した場合は他を妨害することなく後続車両通過後、安全な位置に移動し、コース委員の指示があり次第自力でエンジンを再発進できる場合のみ競技に復帰できるものとする。
- ・レース中はコースを外れてショートカットする事は認められず、当該行為はショートカットとみなされペナルティの対象となる。
- ・競技中リタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な位置に移動し、そのヒートが終了するまでは「カート競技会参加に関する規定」第 11 条に規定する装備一式を着用していなければならない。
- ・コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。

- ・走路審査委員が反則または妨害行為とみなしたものについてはペナルティーが課せられる。更にその行為が2回以上におよぶ時は失格とする。
 - ・ドライバーのサインは下記の通りとし、これを怠った者はペナルティーが課せられる場合がある。
 - ① ピットイン・ピットアウトのサインは片手を高く上げる。
 - ② スローダウンするドライバーは片手を高く上げる。
 - ③ コース上で停止した場合のサインは両手または片手を頭より高く上げる。
 - ④ フォーメーションラップ中、コース委員長の指示により更にもう1周追加された場合のサインは片手を頭より高く上げ、後続車両に教える事とする。
 - ⑤ ミススタート旗が提示された場合のサインは片手を高く上げ、スピードダウンをし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。
 - ・工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。
 - ・セル付水冷125ccのクラスのエンジンの暖気については指示されたエリア以外では一切禁止とされ、違反した者はペナルティーの対象を受ける場合がある。ただし、エンジンが始動するかの確認程度の作業は除外される。
 - ・消火器の携帯については各エントラントおよびドライバーは下記に示す消火器を1本以上備えなければならない。なお、パドックおよびピットでの火気厳禁に努めるものとする。
- ※種類:ABC 粉末タイプ
- ※大きさ:4型(内容量1.2kg)以上

第5章 ピットに関する事項

第33条:ピット要員

- ・「カート競技会参加に関する規定」第18条に基づきピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。
- ・ピット要員は大会事務局により指定されたクレデンシャルを装着していなければならない。ピット要員による規則の違反は当該ドライバーに対して黒旗を提示する場合もある。

第34条:ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。
- ・ピットアウトする際、エンジン押しがけ可能な場所はピットレーン出口のレッドラインまでとする。押しがけ中、補助要員がコースに出た場合、ペナルティーを受ける場合がある。

第35条:ピット作業エリア

- ・ピット作業エリアは事務所横「Aゲートから」第1コーナー側の区分けされている場所とする。
- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット内は火気厳禁とする。
- ・燃料の容器は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

第 6 章ペナルティーに関する事項

第 36 条:ペナルティー

・ペナルティは次の 6 種類が有り、適用については APG 特別規則に基づくものとする。

- ※1:警告:その必要ありと認めた軽反則に対して発せられる。
- ※2:罰金:成績に対するペナルティー迄に至らない程度の違反に適用される。
- ※3:タイムペナルティ:音量測定結果によりタイムトライアルに適用する。
- ※4:ポイントペナルティ:失格にならない程度の違反に対し、予選・決勝ヒートに与えられる。
- ※5:ラップペナルティ:失格にならない程度の違反に適用される。
- ※6:失格:下記の反則行為に課せられる。

- 1) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ
- 2) 故意に自己または他人の安全を省みる事なく行う危険行為
- 3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際
- 4) 与えられたフラッグサインの無視

・レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティーを課す場合がある。

・大会期間中の違反に対するペナルティは、競技長が大会審査委員会に諮って同委員会によって決定される。

・大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり、強化したりすることができる。

※ペナルティーの例

- 1) エントリーの遅れ→罰金(事務局手数料)
- 2) 当日受付確認の遅れ(オーガナイザーが認めた場合。但し、公式練習まで)→罰金(事務局手数料)
- 3) 車検の遅れ(オーガナイザーが認めた場合。但し、公式練習開始まで)→罰金(事務局手数料)
- 4) ドライバースブリーフィング欠席または遅刻の場合、罰金または罰則と課す
- 5) 重量違反→当該タイムトライアルおよび当該ヒート失格
- 6) 燃料違反→失格
- 7) 服装違反→警告またはポイントペナルティー
- 8) 各ヒート終了時に「JAF 国内カート競技車両規定」に定める必備の部品の脱落した場合(後方ナンバープレートを除く)→当該ヒート失格
- 9) 公式練習に参加しなかった場合→レース除外
- 10) フォーメーションラップ中の指定区間での追い越し、割り込み違反→当該ヒート失格
- 11) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合(警告旗の後)→着順から 3 位下(3 つ下)の順位ポイント
同行為をフロントローが繰り返した場合→最後尾に繰り下げ
- 12) スタート時のフライング(警告旗またはミススタート旗の後)→1 周減算
- 13) プッシング、極度のブロッキング(警告旗の後)→ポイントペナルティー着順から 3 位下(3 つ下)の順位ポイント。同行為が著しい場合→失格(以降のヒートも含めて)
- 14) ショートカットとなるコースアウト→1 周減算
- 15) 黄旗時の追い抜き(公式練習・タイムトライアル)→タイムトライアルの結果に 2 秒加算
(予選ヒート・決勝ヒート)→1 周減算

- 16) 黒旗の無視→失格(以降のヒートも含めて)
 - 17) オレンジディスクのある黒旗無視→当該ヒート失格
 - 18) レース中のコース内での他者の援助(メカニックも含む)
 - (公式練習)→タイムトライアルの時に 2 秒加算
 - (タイムトライアル・予選・決勝ヒート)→当該ヒート失格
 - 19) 工具携帯走行→失格(以降のヒートを含め)
 - 20) ピットロード徐行違反→警告
 - 同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
 - 21) 指定エリア(ピット、パドック)以外で作業した場合→警告
 - 同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
 - 22) ・ピット要員のオフィシャル指示に対する違反→警告
 - ・暴力行為があった場合→レース除外(以後のシリーズも含めて)
 - 23) エンジン始動、作業違反→警告または相互の罰則
 - 24) コース上に停止しコース委員の指示に従わなかった場合、または後続車両通過前に再スタートした場合→警告
 - 同行為により他の事故を誘発した場合→当該ヒート失格
- ※これらを含み、その他のペナルティーについては特別規則書または公式通知等にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課せられる。

第 7 章 抗議に関する事項

第 37 条: 抗議の提出

- ・「JAF 国内カート競技規則」第 13 章 第 40 条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長に提出するものとする。
- ・「国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティーに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラントおよびドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

第 38 条: 抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とする。
- ・競技の成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内とする。
- ・抗議料は準国内格式以下 20,300 円(消費税含む)とする。

第 8 章 成績および賞典に関する事項

第 39 条：成績の決定および賞典

- ・決勝ヒートの順位により決定する。
- ・賞典はドライバーに対して行われる。
- ・内容は下記のように定める。
- ※優勝～第 3 位：トロフィー/副賞
- ※第 4 位～第 6 位：副賞
- ・賞典は決勝出場台数が少ない場合、制限されることがある。
- ・賞典の対象は決勝ヒートにおいて完走したドライバーに限る。

第 40 条：得点基準

- ・シリーズ戦有効ポイントは、下記に示すものとする。
- ・本大会のドライバーに与えられる得点は下記表を適用する。得点は決勝ヒートの完走者のみに与えられ、不完走者、失格者および不出場者には与えられないものとする。なお、シリーズ戦の半数以上を消化しない場合、ノーポイントとなる。

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 | 17位 | 18位 | 19位 | 20位 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 20台以上 | 25 | 22 | 20 | 18 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 19台 | 24 | 21 | 19 | 17 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 18台 | 23 | 20 | 18 | 16 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | |
| 17台 | 22 | 19 | 17 | 15 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 16台 | 21 | 18 | 16 | 14 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | |
| 15台 | 20 | 17 | 15 | 13 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | |
| 14台 | 17 | 14 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | |
| 13台 | 15 | 13 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | |
| 12台 | 14 | 12 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | |
| 11台 | 13 | 11 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | |
| 10台 | 12 | 10 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | |
| 9台 | 11 | 9 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 8台 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 7台 | 9 | 7 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 6台 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5台 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |

・本大会ボーナスポイント

- ※タイムトライアル 1 位のドライバーに対して 1 ポイント加算される。
- ※予選ヒート 1 位のドライバーに対して 1 ポイント加算される。
- ※最終戦のポイントは得点ポイントの 1.25 倍のポイントが与えられる。
- ※競技会出場台数に応じて上記表の通り得点の対象となる順位が制限される。

- ・YAMAHA CADET OPEN/YAMAHA Jr/YAMAHA SS/YAMAHA SUPER SS/AVANTI クラスにおいて全7戦中、6戦有効ポイント(最小ポイントを引く。)
- ・IAME X30 クラスは全6戦中、5戦有効ポイント(最小ポイントを引く。)

第41条:本大会年間優勝者の認定

- ・「日本カート選手権規定」第1章 第7条に基づき、シリーズ戦の合計ポイントが最も多い者を年間優勝者とする。
- ・複数のドライバーが同一ポイントの場合、各ドライバーが得た上位入賞回数が多い順(1位の数・2位の数・3位の数、以下これに準ずる)に決定される。なお、順位も回数も同一の場合、最終戦の決勝ヒートにおいて上位順位を得た者を上位とする。

第9章 広告に関する事項

第42条:広告

- ・ナンバープレートに広告を表示する事は認めない。その他の広告について、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。
 - ※公序良欲に反するもの。
 - ※政治、宗教に関連したもの。
 - ※本大会と関係するスポンサーと競合するもの。

第10章 その他の一般事項

第43条:エントラントおよびドライバーの遵守事項

- ・エントラントは自己の参加に係るすべての者にすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- ・エントラント、ドライバーおよびピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者および大会役員に対していかなる責任も追求しない事。
- ・エントラント、ドライバーおよびピット要員はスポーツマンらしくからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。
- ・エントラント、ドライバーおよびピット要員の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

第44条:誓約書の署名

- ・エントラント、ドライバーおよびピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名・捺印をしなければならない。

第45条:本規則の解釈

- ・本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第 11 章 競技車両規則

第 46 条:クラス別車両規則

- ・エンジンは「2012 年 JAF 国内カート競技車両規則」に合致するもので、下記の詳細を満たしていなければならない。下記でいう改造とは切断・付加等の改造および市販状態での装着部分からの変更をいう。エンジン構造パーツの取付方法はメーカー出荷時の状態でなければならない。

第 47 条:YAMAHA CADET OPEN クラス

- ・※SL 規定に準ずる
- ・参加資格:小学 1 年生～(当該年度/ SL カデット以上又は親権者が SL-B 以上取得)
※但し、小学 1 年生は「SL 全国大会出場枠」から除外される。
- ・最低重量: 110kg
- ・ジョイントキャブレター: 純正 14.5φ mm テーパージョイント装着
- ・タイヤ: YOKOHAMA (YH) ドライ SLJ / ウエット SL03
- ・ホイールサイズ: ドライホイール リム幅 / フロント 130m/m、リヤ 180m/m(公差±1mm)以下
ウエットホイール リム幅/ フロント 130m/m、リヤ 180m/m(公差±1mm)以下
- ・参加するすべてのドライバーはネックガードとリブプロテクターベストの着用を必備とする。
※吸気消音器: 2004CIK/FIA 公認タイプの新型吸気消音器の使用を認める。(吸入口 φ 23 以下)
※リアプロテンションはメーカー純正品を必備とする。

第 48 条:YAMAHA JUNIOR クラス

- ・格式:クローズド ※SL 規定に準ずる
- ・参加資格:小学 4 年～中学生(**当該年度 10 歳以上** /SL カデット又は SL-B ライセンス以上)
※但し、小学 4 年生は「SL 全国大会出場」枠から除外される。
- ・最低重量: 130kg
- ・ジョイントキャブレター: 純正 19.8 φ mm テーパージョイント 装着
- ・タイヤ : DUNLOP(DL) ドライ SL FD / ウエット SL-W2
- ・参加する小学生ドライバーはネックガードとリブプロテクターの着用を必備とし、中学生ドライバーは推奨とする。
※吸気消音器: 2004CIK/FIA 公認タイプの新型吸気消音器の使用を認める。(吸入口 φ 23 以下)
※リアプロテンションはメーカー純正品を必備とする。

第 49 条:YAMAHA SS / YAMAHA SUPER SS / KT ENJOY クラス

- ・格式:クローズド
- ・※SL 規定に準ずる。但し、KT ENJOY クラスは「SL 全国大会出場枠」から除外される。
- ・参加資格:YAMAHA SS……………小学 6 年生以上(当該年度/SL-B 以上)
YAMAHA SUPER SS……30 歳以上(当該年度/SL-B 以上)
KT ENJOY……………小学 6 年生以上(コースライセンス以上)
- ・※最低重量: 145kg
- ・※ジョイントキャブレター: 純正 26 φ mm ジョイント装着
- ・※タイヤ: BRIDGESTONE(BS) ドライ SL07・ウエット SL94

- ※吸気消音器:2004CIK/FIA 公認タイプの新型吸気消音器の使用を認める。(吸入口φ23以下)
- ・参加する小学生ドライバーはネックガードとリブプロテクターの着用を必備とし、中学生ドライバーは推奨とする。

第50条:AVANTI クラス

- ・格式:クローズド(※エンジン規定→メーカー純正)

※エンジン

- ・PRD RK125A AVANTIは一切の改造を禁止とし、市販状態とする。

※燃焼室

- ・一切の改造を禁止とする。
- ・純正ヘッドガスケットの装着を義務付けるものとする。
- ・スキッシュエリアは片側1.3mm以上を確保するものとする。

※シリンダー

- ・一切の改造を禁止とする。
- ・純正シリンダーガスケットの装着を義務付けるものとする。(厚さは最大0.2mm以下)

※点火系統

- ・一切の改造を禁止とし、純正の点火装置のみが使用できるものとする。また、プラグコードも純正以外は使用する事ができない。

※クラッチ

- ・一切の改造を禁止とし、純正クラッチのみが使用できるものとする。

※クラッチカバー

- ・純正クラッチカバーの装着を義務付ける。

※吸気系統

- ・一切の改造を禁止とし、純正キャブレターのみが使用できるものとする。
- ・メーカー:TILLOTSON 形式:HL360A
- ・メーカー純正部品以外のパーツは使用できない。(ストレーナーカバーは除く)
- ・純正ローニードルを利用した開閉調整を可能にするための加工は認められる。
- ・インテークランジ(吸気消音器取付フランジ)は純正以外使用する事ができない。
- ・リードペダルは純正品以外の使用が認められるが、カーボン素材は使用禁止とする。

※インテークサイレンサー(吸気消音器)

- ・過去にCIK-FIA公認(登録)された事のある吸気消音器かPRD純正吸気消音器を取り付ける事を義務づける。吸気口直径は各インテークサイレンサーの公認書に表記される口径とする。
- ・~03インレットサイレンサー 吸気口直径はφ22mm以下とする。
- ・04~インレットサイレンサー 吸気口直径はφ23mm以下、04~サイレンサーには付属のフィルターを内蔵する事(公差においてはJAF基準による。)

※排気系統

- ・一切の改造を禁止とし、エキゾーストパイプ・サイレンサー・サイレンサーエンドは純正品以外の使用は認められない。

※純正部品パーツ以外使用が認められるパーツは下記とする。

- ・ピストンサークリップ、スモールエンドベアリング、ビッグエンドベアリング、オイルシール、ケースベアリング、プラグキャップ、マフラーフレキシブルホース、キャブレターフランジガasket、フューエルストレーナーカバー、リードペダル、ボルト、ナット

※シャーシ規定

- ・車両規定:2012年JAF競技車両規定に準ずる。
(2012年より、リアプロテクションの装着が義務となる。)
- ・最低重量:155kg
- ・シャーシ:一般市販されているフレームでリアアクスル径は50φmmとする。フロントブレーキ付き車両は禁止とする。
- ・タイヤ規定:BRIDGESTONE(BS) ドライ SL07 / ウエット SL94

※その他規則

- ・ガソリン:「国内カート競技規則」第25条に則った通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用する事。
 - ・エンジンオイル:CIK公認オイル推奨する。また、それに以外の添加物認められない。オーガナイザーはガソリンの銘柄及び供給方法を指定する場合がある。
 - ・検査:ガソリン及びオイルについては予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合、エントラントは必ずその指示に従う事とする。
 - ・年齢制限:当該年度18歳以上
- ※全国大会及びイベントレース等を開催する場合は過去5年(2007年以降)の全日本選手権シングルランカーは出場する事ができない。

第51条:IAME X30 クラス

- ・格式:準国内(2012年JAF FS125部門に準ずる。)
- ・参加資格:当該年度13歳以上(JAF国内ジュニアA以上 / JAF国内B以上)

※エンジン

- ・エンジンはIAME PARILLA X30 125cc RL-JAP Tag(クラッチ電気系統を含む)として、一切の変更・改造は禁止される。またすべての部品・取付は工場出荷時の状態からの変更は一切認められない。シリンダーヘッド上面にJAPの文字刻印のあるものに限る。点火系統の改造は一切禁止される。

※キャブレター

- ・純正のTry ton製でメーカー工場出荷時標準装着品とし、H27に限る。改造は一切認められない。

※マフラー:当該エンジン純正マフラー(マフラーキャップを含む)に限る。マフラーキャップはIAME刻印のあるものとし、改造は一切認められない。

※ラジエター:各メーカー純正品とし、変更は自由とする。

※純正部品以外で認められる部品は下記の通りとする。

プラグ・プラグキャップ・エキゾーストジョイント(ジャバラ)・オイルシール・ドライブsprocket・スモールベアリング・ビッグエンドベアリング・サークリップ・ケースベアリング・ラジエターホース・ガソリンホース・バッテリー・ボルト・ナット・ワッシャー・スプリング

※車両規定

- ・「JAF 競技車両規則」に準ずる。
- ・フロントブレーキの使用は禁止とする。

※最低重量:155kg

※タイヤ:DUNLOP SL 6 / ウエット SL-W2

第 12 章 保険金支給の規則

(三井住友海上火災保険(株)普通傷害保険 抜粋)

第 54 条:負傷時の受診義務

- ・大会期間中負傷した場合、指定の病院にて診断を受けなければならない。受診していない場合、保険の適用から除外される場合がある。
- ・指定病院はフジ虎ノ門病院整形外科病院とする。

第 55 条:支給される保険金

- ・死亡保険金
行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から 180 日以内に死亡された場合、契約した 1 名あたりの死亡保険金額の全額を支払われる。
- ・後遺障害保険金
行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から 180 日以内に身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて 1 名あたりの保険金額の 3%~100%を支払われる。
- ・入院保険金
行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から 180 日以内に入院・自宅療養により平常の業務や生活が全くななくなった場合は、1 日につき契約の 1 名あたりの保険金日額を事故の日から 180 日を限度して支払われる。
- ・入院
入院して平常の業務や生活が出来ないこと。
- ・通院保険金
行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から 180 日以内に医師の治療を受けた場合(往診を含む)、1 日につき契約の 1 名あたりの保険金日額を 90 日を限度に支払われる。
注)平常の生活、業務に従事する事に支障がない程度に治癒した時以降支払の対象とはならない。
- ・支払われる保険金は他の保険や第三者からの賠償金に関係なく支払われる。
- ・1 名についての死亡と後遺障害に対する支払の総額は、契約した 1 名あたりの死亡・後遺障害保険金額が限度となる。

第 56 条:保険金が支払われない主な場合

- ・次のようなことがらにより生じた障害については、保険金が支払われない。
 - 1) 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - 2) 自動車などの無資格運転、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転

| | |
|-----------------|----------|
| 両目が失明 | 1,000 万円 |
| 両耳の聴力を全く失った時 | 800 万円 |
| 1 腕または 1 脚を失った時 | 600 万円 |
| 1 眼が失明した時 | 600 万円 |
| 1 耳の聴力を全く失った時 | 300 万円 |

この保険の対象となる傷害事故が発生した場合には、三井住友海上火災保険までただちに連絡。けがの状況や程度を書面で 30 日以内に通知する事、正当な理由無く通知のない場合には保険金が支払われないことも有ります。